

子ども虐待 対応マニュアル



目次

- 子どもの虐待と種類
- 虐待をする人の心理
- 児童虐待相談対応件数
- 児童施設の役割
- 通告のタイミングとポイント



子どもの虐待と種類

身体的虐待

子どもの身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴行を加えること。

- ・首を絞める、殴る、蹴る、投げ落とす、逆さづりにする
- ・激しく揺さぶる。
- ・熱湯をかける、やけどさせる
- ・溺れさせる
- ・冬外に閉め出す
- ・意図的に子どもを病気にさせる・・・など

後遺症が残ったり、死に至ることもあります。

性的虐待

子どもにわいせつな行為をすることやさせること。

- ・子どもへの性交、性的ないたずらをする
- ・性的行為を強要する
- ・性器や性交を見せる
- ・ポルノグラフィーの被写体とする・・・など

異性への嫌悪感を植えつけるなど、子どもの心身に大きな傷を残します。



子どもの虐待と種類

心理的虐待

子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

- ・言葉でおどす、脅迫する
- ・子どもの心を傷つける言動をくり返す
- ・無視したり、拒否的な態度をとる
- ・きょうだい間で差別的な扱いをする
- ・子どもの目の前で配偶者などに暴力をふるう・・・など

子どもの心に不安やおびえなどを引き起こします。

栄養失調や脱水症状などで死に至ることもあります。

ネグレクト

心身の発達を妨げる著しい減食や長時間の放置、保護者としての責任を著しく怠ること。

- ・適切な食事を与えない
- ・ひどく不潔なままにする
- ・病気やケガをしても病院へ連れて行かない
- ・乳幼児を自動車や家に置き去りにする
- ・家に閉じ込める
- ・子どもにとって必要な情緒的欲求に応じていない（愛情遮断など）
- ・同居人が虐待をしていても放置する・・・など

栄養失調や脱水症状などで死に至ることもあります。



虐待をする人の要因

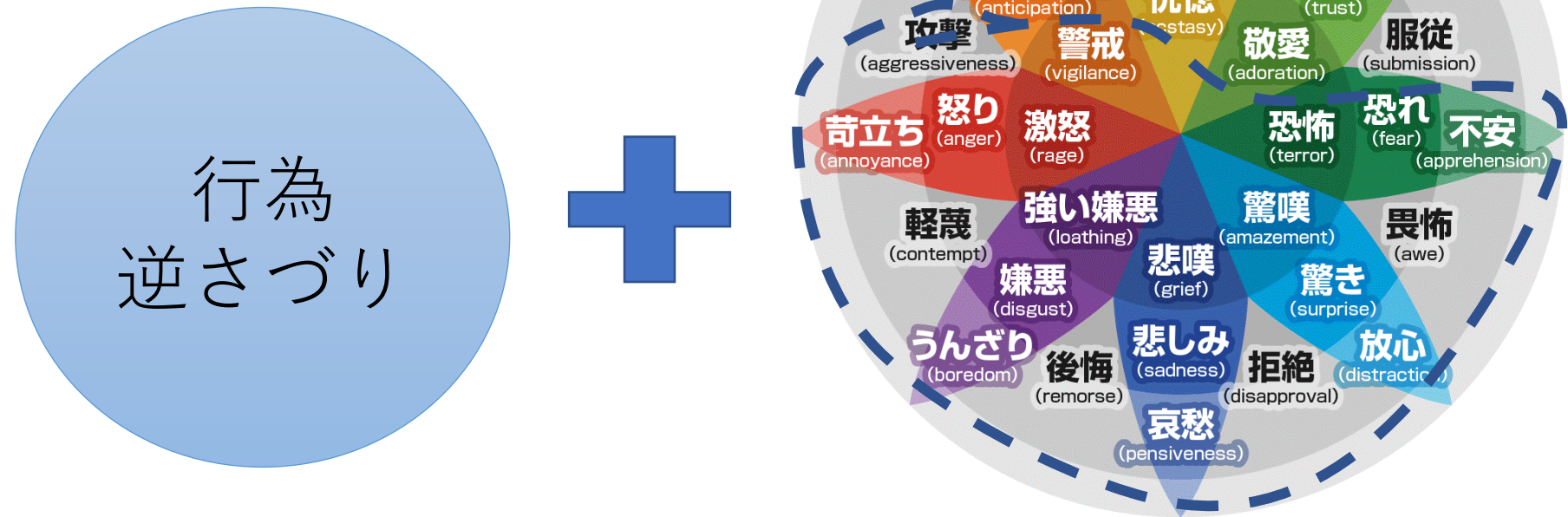
- イライラすることがある
- 子どもとの関わり方がわからない
- 心配なことがある
- 疲労感がある
- 過去に虐待された経験
- 一人で子どもと関わる時間が長い



これって虐待？

- 逆さずりにして揺らし、子どもと遊んでいます。
これって虐待？

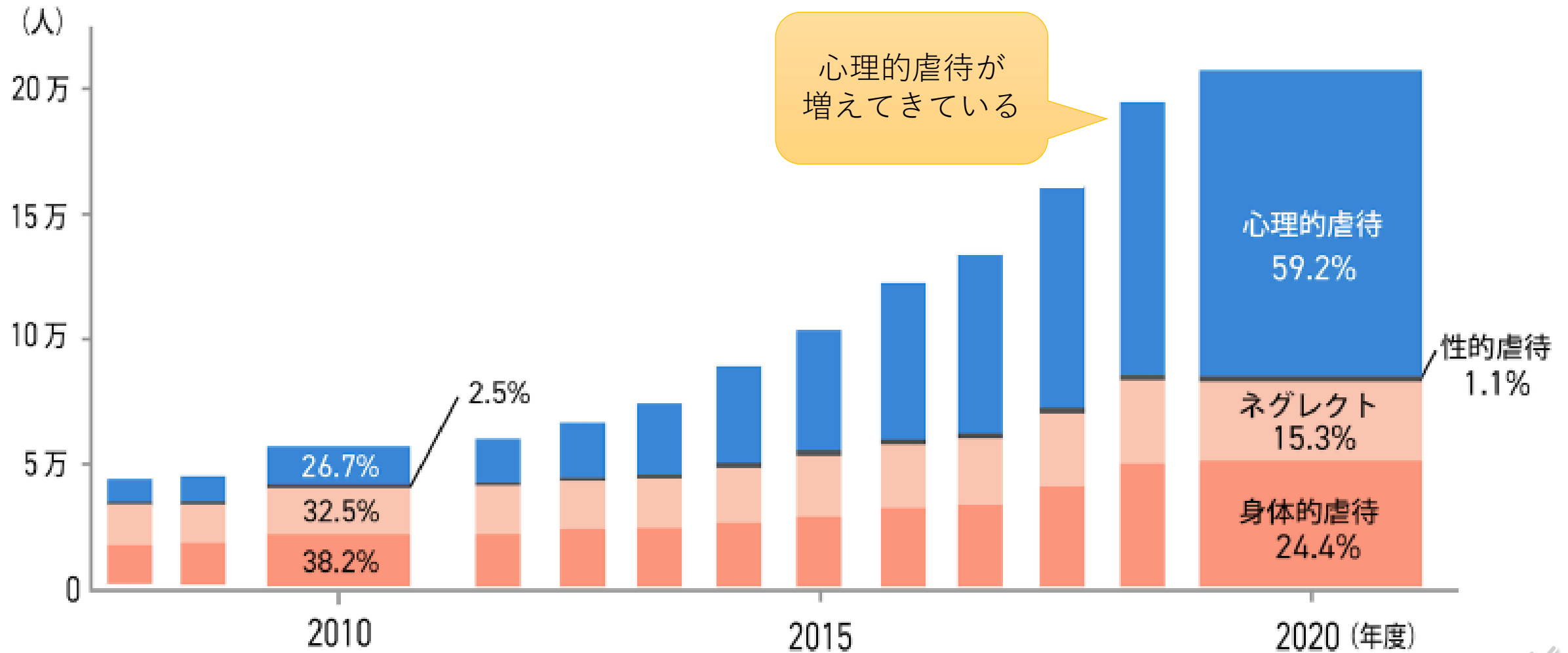
**児童虐待の明確な違いは、
それを行う側の感情にあります。**



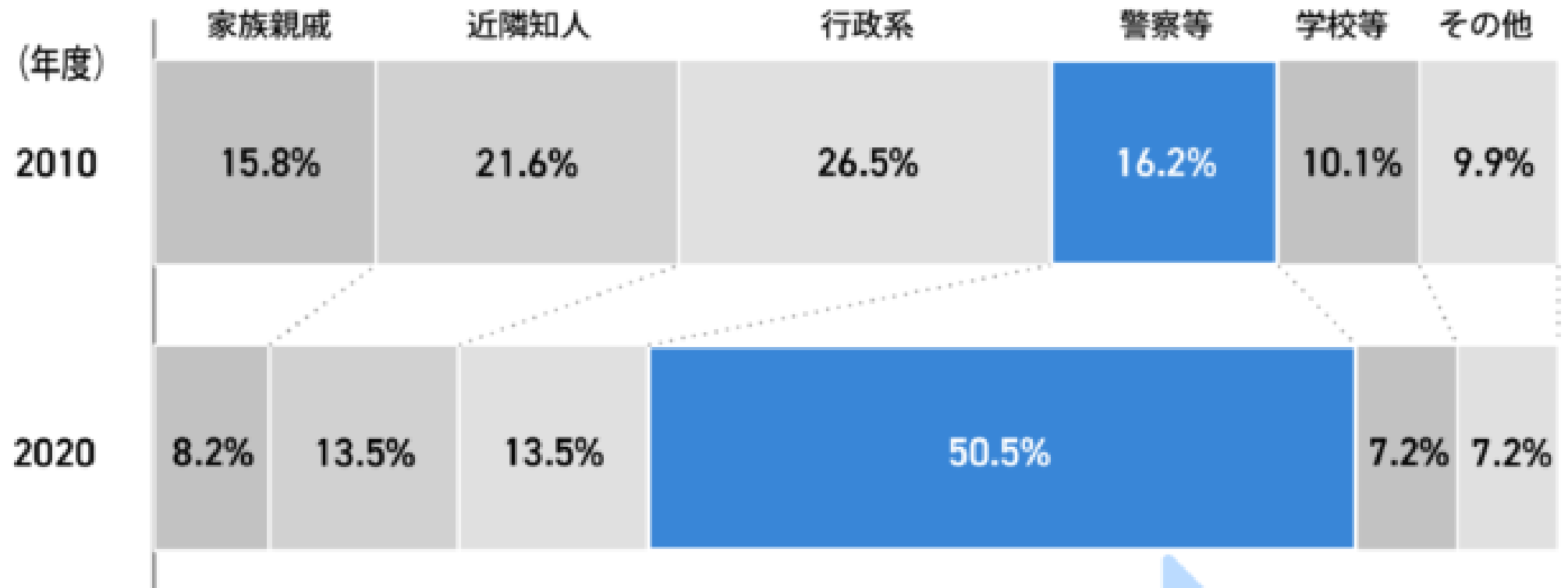
児童虐待対応件数



児童相談所での内容別虐待相談件数



児童相談所での経路別虐待相談件数



警察経由での
相談が増えている



児童施設の役割

第5条 児童虐待の早期発見等

(略) 学校の教職員、児童福祉施設の職員、(略) その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

3 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

早期発見

あれ、
なんか変だな？

何となく危ないな



あなたにもできること

●早期発見の視点

子どもの観察を行いましょう。
この時、身体的虐待と不慮の事故による外傷部位の相違があります。

事故でけがをしやすい場所は、
骨が出っ張っているところです。

虐待によるけがが多い部位は、
**柔らかいところや引っ込んでい
るところ、隠れているところ**
です。

事故でけがをしやすい部位



虐待によるけが多い部位



● 子どもへの対応の悩みを抱えていると理解して

子育ては幸せと大変さが両方あります。初めての育児だと「自分の子育てが間違っていないか？」と不安を抱えています。また、子どもの発達に遅れがあると、「自分の子育ての仕方が悪いのでは？」と悩むこともあります。

決して保護者や本人の努力不足でもありません。

● 声掛けや関係機関への通告

話せる場所が必要なのかもしれません。声かけをしても何も問題ない場合もあります。でも、**何もしないで見逃してしまうと命が危険**になることもあります。

「空振り」をおそれないで！ 勇気を出して行動してみてください！



通告のタイミングとポイント

○通告とは

児童虐待防止法第6条では、「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、**速やかに通告しなければならない**」と規定しています。「通告」という言葉は非常に重く、仰々しい印象を受け、「通告」をためらってしまうことがあるかもしれません。

しかし、ここで言う「通告」とは、市町村又は児童相談所などに子どもの「相談」にのってもらうこと、気になる子どもについて「連絡」することと考える行動することが必要です。

通告のポイント

要保護児童の	氏名・年齢・性別・生年月日
	住所・学校名・学年・組
家庭について	保護者氏名・年齢・続柄・職業
	系図化できるよう、きょうだいなど家族の状況、同居家族を明示
虐待と思われる状況について	時系列により いつから、どのような状況かなど記録に基づき説明
児童の状況	現在の居所、通学状況、様子など
保護者の了解	この通告について、保護者は知っているか否かについて
通告者について	職名・氏名・連絡先



通告先

市町村	児童相談所	児童委員
子どもや家庭に対する具体的な支援を検討するほか、さらに専門的な対応が必要なときは児童相談所に送致又は通知します。	一時保護や施設への入所措置の権限を持っていることや、心理判定を行う職員が配置されているという点で、市町村に比べより専門的な役割を担います。 子どもが家庭で生活することが、明らかに危険であり、早急な保護が必要な場合には、児童相談所に通告してください。	児童虐待の通告の仲介を行います。児童委員は、通告者からの話の内容を児童相談所や市町村に連絡し、対応を依頼することになります。



最後に

共働きの増加で都市部を中心に保育ニーズが急激に高まる一方、保育士や現場スタッフの人手不足は深刻で人材育成が追いついていません。

また被害者である子どもが就学前であり、自分で被害を訴えることが極めて難しいことから小中学校よりも密室化しやすいという特性もあります。

もっと言うと、児童相談所や児童養護施設、我々のような児童施設など、家庭や学校で既に傷ついた子どもを預かる福祉の場での虐待もゼロではありません。

子どもが育ついかなる場所でも虐待的行為がなくなることを目指していきたいです。





◆ 仲間と咲かせる笑顔と未来 ◆

こぱんはうす さくら

